

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法等に基づき、教育・保育給付認定業務、施設等利用給付認定業務、施設入所事務、保育料・副食費の決定事務、補足給付事業の決定事務について、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	①子ども・子育て支援システム、②共通基盤システム（庁内連携システム）、③団体内統合宛名システム、④中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定教育・保育等施設・事業の利用申し込み情報、入園情報、保育料情報、住民基本台帳情報、市民税情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項・別表第127項、番号利用条例第3条、番号利用条例規則第3条・第4条・別表第1第29項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	吹田市児童部保育幼稚園室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市市民部市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市児童部保育幼稚園室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1592
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
---------------------	---------------------	--

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本業務においては、個人番号の登録や紐付けといった業務は行っておらず、特定個人情報の取扱いにおいて特に留意すべきであると考えるのは、漏えい・滅失・毀損である。それらを防ぐために、本市情報セキュリティポリシーに基づき、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月17日	I-5 評価実施機関における担当部署	①部署 こども部こども育成室保育幼稚園課 ②所属長 保育幼稚園課長 西村 直樹	①部署 児童部保育幼稚園室 ②所属長 保育幼稚園室長 西村 直樹	事後	
平成28年11月17日	I-7 請求先	請求先 吹田市市民生活部市民相談室情報公開課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	請求先 吹田市市民部市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	事後	
平成28年11月17日	I-8 連絡先	連絡先 吹田市こども部こども育成室保育幼稚園課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1592	連絡先 吹田市児童部保育幼稚園室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1592	事後	
平成28年11月17日	II-1 対象人数	いつの時点の計数か 平成26年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成28年11月17日	II-2 取扱者数	いつの時点の計数か 平成26年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成29年8月31日	II-1 対象人数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成29年8月31日	II-2 取扱者数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成30年8月15日	I-1-③ システムの名称	③子ども・子育て支援システム「こあら」、中間サーバー、団体内統合宛名システム	③中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	子ども・子育て支援システム「こあら」のシステム業者に確認したところ、特定個人情報を入力する項目がないためデータ取得しておらず、システム内に同情報を保有していないことが判明(宛名番号のみ利用)。
平成30年8月15日	I-5 評価実施機関における担当部署	②所属長 保育幼稚園室長 西村 直樹	②所属長 保育幼稚園室長 北澤 直子	事後	
平成30年8月15日	II-1 対象人数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成30年8月15日	II-2 取扱者数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成31年2月27日	I-5-② 所属長の役職名	<新規>	室長	事後	
平成31年2月27日	II-1 対象人数	いつの時点の計数か 平成30年9月1日時点	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月27日	II-2 取扱者数	いつの時点の計数か 平成30年9月1日時点	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月27日	Ⅳ リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和1年10月31日	Ⅱ-1 対象人数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	いつの時点の計数か 令和元年8月1日時点	事後	
令和1年10月31日	Ⅱ-2 取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	いつの時点の計数か 令和元年8月1日時点	事後	
令和2年11月30日	表紙 評価書名	子ども・子育て支援新制度事務	子どものための教育・保育給付事務	事後	
令和2年11月30日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	「子ども・子育て支援新制度事務において～」	「子どものための教育・保育給付事務において～」	事後	
令和2年11月30日	Ⅰ-1-① 事務の名称	子ども・子育て支援新制度事務	子どものための教育・保育給付事務	事後	
令和2年11月30日	Ⅰ-1-① 事務の概要	「子ども・子育て支援新制度による～」	「子ども・子育て支援法に基づき、～」	事後	
令和2年11月30日	Ⅱ-1 対象人数	いつの時点の計数か 令和元年8月1日時点	いつの時点の計数か 令和2年4月1日時点	事後	
令和2年11月30日	Ⅱ-2 取扱者数	いつの時点の計数か 令和元年8月1日時点	いつの時点の計数か 令和2年4月1日時点	事後	
令和2年11月30日	Ⅳ-4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和2年11月30日	Ⅳ-8 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和3年7月1日	表紙 評価書名	子どものための教育・保育給付事務	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	
令和3年7月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	吹田市は、子どものための教育・保育給付事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	吹田市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I-1-① 事務の名称	子どものための教育・保育給付事務	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	
令和3年7月1日	I-1-① 事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び地域型保育事業の施設情報の管理及び利用者負担額の管理、施設型給付費の管理、施設への利用申し込みや入園児童の管理等を行う。	子ども・子育て支援法等に基づき、教育・保育給付認定業務、施設等利用給付認定業務、施設入所事務、保育料・副食費の決定事務、補足給付事業の決定事務について、特定個人情報を取り扱う。	事後	
令和3年7月1日	I-3 個人番号の利用	番号利用条例規則第4条別表第1第25項	番号利用条例規則第4条別表第1第28項	事後	
令和3年7月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2	事後	
令和3年7月1日	II-1 対象人数	いつの時点の計数か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計数か 令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月1日	II-2 取扱者数	いつの時点の計数か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計数か 令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号別表第二第116項	番号法第19条第8号別表第二第116項	事後	
令和7年1月20日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条、番号利用条例第3条、番号利用条例規則第4条別表第1第28項	番号法第9条第1項・別表第127項、番号利用条例第3条、番号利用条例規則第3条・第4条・別表第1第29項	事後	
令和7年1月20日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号別表第二第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第155項	事後	
令和7年1月20日	II-1 対象人数	いつの時点の計数か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計数か 令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月20日	II-2 取扱者数	いつの時点の計数か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計数か 令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月20日	IV-8 人手を介在させる作業	<新規>	十分である	事後	
令和7年1月20日	IV-8 判断の根拠	<新規>	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月20日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	<新規>	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年1月20日	IV-11 当該対策は十分か	<新規>	十分である	事後	
令和7年1月20日	IV-11 判断の根拠	<新規>	本業務においては、個人番号の登録や紐付けといった業務は行っておらず、特定個人情報の取扱いにおいて特に留意すべきであると考えるのは、漏えい・滅失・毀損である。それらを防ぐために、本市情報セキュリティポリシーに基づき、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	事後	